

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】2
- 利用料金の額の承認（2件）【産業経済局地域・観光産業振興部観光課】3

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【保健福祉局健康医療部保険年金課】6

◇ 上下水道局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部営業課】7

◇ 行政委員会事務局

- 平成31年度北九州市職員（上級等）採用試験の実施【行政委員会事務局任用課】11

北九州市告示第 2 1 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立総合療育センター及び北九州市立総合療育センター西部分所の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日まで

北九州市告示第 2 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 9 項及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日までの北九州市小倉城の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

区分		金額		
		大人	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童
個人	1 人 1 回	円	円	円
団体（30人以上）		3 5 0	2 0 0	1 0 0
北九州市小倉城、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）別表第 1 の 2 に規定する小倉城庭園及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 8 号）別表第 2 に規定する北九州市立松本清張記念館の共通入場券を利用する者（個人及び団体の区分の利用料金を支払って利用する者を除く。）		2 8 0	1 6 0	8 0
		2 1 0	1 2 0	6 0

北九州市告示第 2 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 9 項及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日までの小倉城庭園の利用料金の額について承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

区分			金額		
			一般	中学校及び 高等学校の 生徒	小学校の児 童
入 場 料	個人	1 人	円 3 5 0	円 2 0 0	円 1 0 0
	団体（30人以上）	1 回	2 8 0	1 6 0	8 0
	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）別表第 1 に規定する北九州市小倉城、小倉城庭園及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 8 号）別表第 2 に規定する北九州市立松本清張記念館の共通入場券を		1 9 0	9 0	6 0

	利用する者（個人及び団体の区分の利用料金を支払って利用する者を除く。）						
各室利用料	区分		和室 1	和室 2	和室 3	研修室	利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。
	9 時 ~ 1 2 時	平日	円 2,040	円 2,040	円 1,560	円 960	
		土曜日 日曜日 休日	2,400	2,400	1,800	1,080	
	1 2 時 ~ 1 5 時	平日	2,400	2,400	1,800	1,200	
		土曜日 日曜日 休日	2,640	2,640	2,040	1,440	
	1 5 時 ~ 1 8 時	平日	2,400	2,400	1,800	1,200	
		土曜日 日曜日 休日	2,640	2,640	2,040	1,440	
	1 8 時 ~ 2 1 時	平日	3,120	3,120	2,400	1,560	
		土曜日 日曜日 休日	3,720	3,720	2,880	1,920	
	冷暖房設備利用料	和室 3		30分又はその端数ごとに60円			
研修室		30分又はその端数ごとに40円					

北九州市公告第 253 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
国民健康保険システム運用支援及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 31 年 3 月 26 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
行政システム九州株式会社
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額
6, 565 万 5, 360 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市上下水道局公告第45号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月25日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

検針等機器保守業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成32年4月1日から平成37年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市上下水道局長が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者であること。

(4) 日本国内において、過去2年間に1年以上、スマートフォン又はタ

ブレット端末の調達及び保守業務を受託した実績（スマートフォン又はタブレット端末の数量が100台以上のものに限る。）があること。

(5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成31年5月30日までに競争入札参加資格審査の申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局総務経営部営業課

イ 日時 この公告の日から平成31年6月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同年5月1日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同年6月21日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎東棟5階 大会議室

イ 日時 平成31年5月24日午前10時

(4) 競争参加の申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成31年5月30日までに競争参加の申請書を第1号アの場所に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、同日までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年6月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第一入札室

イ 日時 平成31年6月21日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程の規定において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局総務経営部営業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3623

6 Summary

(1) Nature of the Service to be procured:

Maintenance business consignment such as smartphones used for meter reading

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00 a.m., 21 June, 2019

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00 p.m., 20 June, 2019

(4) For further information, please contact:
Business Management Division, Water and Sewer Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市人事委員会公告第3号

平成31年度北九州市職員（上級等）採用試験を実施するため、職員採用試験規則（昭和38年北九州市人事委員会規則第4号）第8条の規定に基づき別紙のとおり公告する。

平成31年4月25日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

平成31年度（2019年度）

北九州市職員（上級等）採用試験案内

平成31年4月25日

北九州市人事委員会

《第1次試験日》

6月23日(日) ※第1次試験は消防士を除き、東京会場でも実施します。

《受付期間》

5月7日(火) 8時30分～5月24日(金) 15時（受信有効）

原則電子申請での受付となります。

※「8 受験手続」をよく読んで申し込んでください。

注意 今年度実施の本市「行政（特別枠）」採用試験との併願はできません。既に、今年度の「行政（特別枠）」採用試験の申込みをした人については、本試験の申込みをされても受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

求める人材像

『熱く燃える志』 『勇気と挑戦精神』
『豊かなコミュニケーション』 『未来を描き、実現する力』

を持ち、自己の能力を伸ばし、成長を重ねていく人

また、民間企業等経験者向けの一般技術員Ⅱ区分では、これらの要素に加え、「職業人に必要な能力や経験を備え、即戦力として活躍できる人」「新たな組織風土の中で、これまで培った専門的能力や知見を発揮、実践し、市政に貢献できる人」を求めます。

※ホームページに「求める人材像 解説シリーズ」を掲載していますので、そちらもご覧ください。

今年度試験の変更点

① 適性検査について〔全試験区分〕

第1次試験時に実施していた適性検査を、第2次試験時に実施することとします。

② 肺活量検査について〔消防士〕

第1次試験の体力検査時に実施していた肺活量検査を、第2次試験の身体検査時に実施することとします。

★北九州市職員募集のホームページを新設しました。

今後、採用試験に関する各種案内、合格発表、説明会情報等は、全てこちらに掲載します。

(<https://city-kitakyushu-saiyo.jp/>)

新ホームページ

QRコード



※「平成31年度」の表記は、5月1日以降「令和元年度」となります。

1 試験区分、採用予定数、受験資格及び職務概要

試験区分		採用 予定数	受験資格	職務概要	
上 級	一般事務員	行政(総合)	20名	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ※1	市全般に係る事業の企画、予算、広報、国際交流などに関する業務 区役所等での税、保険、年金、福祉、地域づくりなどに関する業務
		行政Ⅰ	10名		
		社会福祉	3名	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、社会福祉主事の任用資格を有する人、又は令和2年3月までに取得見込みの人 ※1 ※2	福祉に関する相談、指導、福祉施策の企画などに関する業務
		心理	2名	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又は大学院において心理学を専攻する学科を卒業(修了)した人、又は令和2年3月までに卒業(修了)見込みの人 ※1	福祉に関する相談、心理判定などに関する業務
	一般技術員	土木Ⅰ	17名	Ⅰ区分 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ※1 Ⅱ区分 昭和35年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等で正規職員等として継続して1年以上就業した期間が、当該試験年度の4月1日現在、通算5年以上ある人 ※3	道路、公園、河川、上下水道・港湾・農政等の公共事業に関する企画立案、調査研究、設計積算、工事監督、維持修繕などに関する業務
					土木Ⅱ
		建築Ⅰ	4名		公共建築物に関する企画立案、調査研究、建築物に関する指導審査や都市景観、都市開発などに関する業務
					建築Ⅱ
		電気Ⅰ	2名		公共建築物、ごみ焼却工場、浄水所や下水処理施設の計画、設計、維持管理、整備などに関する業務
		電気Ⅱ			
		機械Ⅰ	2名		公園、緑地等に関する企画立案、調査研究、設計積算、工事監督、維持修繕などに関する業務
		機械Ⅱ			
		造園Ⅰ	3名		
		造園Ⅱ			
環境Ⅰ ※4	A	環境問題や公害防止に関する企画指導、調査研究、大気・水質などの管理分析に関する業務			
	B				
環境Ⅱ ※4	A				
	B				
衛生 ※4	A	3名	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で食品衛生監視員の任用資格を有する人、又は令和2年3月までに取得見込みの人 ※1 ※5	環境衛生・食品衛生、薬務に関する監視指導、畜産・水産振興などに関する業務	
	B				
	C				
	D				
消防士		13名	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ※1 <身体的条件> ①視力が矯正視力を含み両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上ある人 ②色覚、聴力その他職務遂行に支障のない身体的状態である人 ※詳細は「3 試験日程、試験内容等」を参照してください。	火災時の消火活動、負傷者や病人の救急・救助、建築物・危険物施設に対する指導規制、火災予防などに関する業務	

試験区分	採用 予定数	受験資格	職務概要
獣医師	3名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、それぞれの国家免許（例：獣医師なら獣医師免許）を有する人、又は令和2年3月までに実施される国家試験により免許取得見込みの人	環境や食品等の生活衛生、と畜・食鳥検査、狂犬病の予防、動物愛護、畜産等に関する業務
保健師	8名		市民の健康生活に必要な保健指導や相談、健康づくりなどに関する業務

- 採用予定数は変更になることがあります。
- 職務概要は代表的な例であり、異なる職務に従事する場合があります。
- 試験区分は年度毎に異なります。（退職者数の状況等により募集しない場合があります。）

※1 一般事務員、一般技術員（Ⅱ区分を除く）、消防士については、平成10年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げる人は受験できます。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人及び令和2年3月までに卒業見込みの人
- (2) 人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人

※2 社会福祉主事の任用資格を有するには、次の(1)～(3)のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目のうち、大学等において3科目以上修めて卒業すること
- (2) 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程等を修了すること
- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士

※3 職歴要件は、「10 職歴記入方法」の中の〔職歴要件の詳細〕で確認してください。

また、一般技術員Ⅱ区分の申込みをする人は、申込書の「職歴カード」に、必ず職歴を記入してください。

※4 「環境Ⅰ・Ⅱ」「衛生」を受験する人は、専門試験の選択に応じて、試験区分コード（A、B、C、D）を選んでください。

※5 食品衛生監視員の任用資格を有するには、次の(1)～(4)のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した人
 - (2) 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
 - (3) 学校教育法に基づく大学、高等専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した人
 - (4) 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する人
- ※ (1)(3)については、大学等に確認してください。

前頁、本頁の受験資格と次の(1)、(2)の要件を全て満たす人が受験できます。

(1) 次のいずれかに該当する人（消防士は「ア」に該当する人のみ）

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者（令和2年3月までに資格取得見込みの人を含む）
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者（令和2年3月までに資格取得見込みの人を含む）

(2) 次のいずれにも該当しない人

- ア 成年被後見人、被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 北九州市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※受験資格がないことが判明した場合は合格を取り消します。また、申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。